

行為無能力者制度と約款

石 原 全

一 はじめに

行為無能力者制度が約款による契約の成否につき適用されるか否かは、実際上は重要な取引であれば契約締結に際して何らかの証明書等の呈示の要求により余り問題とならないといえよう。しかし、この処置がなされなかったか又は日常頻繁に行われ迅速性の要請が大でこの種の処置をとりえない取引では問題となりうるし、理論的にも検討して置くべき一個の問題である。わが民法上、行為無能力者制度については、無能力者の保護と取引安全との調和がそれなりに計られているといえるが、約款という新たな現象に対処するのにこ

れで足りるかは疑問なしとはいえず、現に有力説は場合により不適用であることを認めている。本稿では、枚数の関係上、英米法における法状況を概説するにとどめる。

二 米法

米法上、契約が有効であるためには、契約当事者が法的に契約能力を有することが必要であるが、この契約能力を欠くか又は制限されている者として、未成年者 (infant, minor)、精神障害者 (mental ill and mentally defective person, mental infirmity)、酩酊者 (person under the influence of alcohol or drugs)

があげられる。これは、個々人は取引過程において自己の利益を考慮する能力の点では明らかに異なっている、通常は契約により自身を拘束する完全な能力を有すると推定されるが、未成年者等は取引過程で適切に対処する能力をある程度欠いており、自身の無思慮な行為及び相手方がこれにつけこむことに対して保護するために、契約能力を完全には有しないとされるのである。⁽¹⁾

まず、未成年者であるが、コモン・ロー上は二一歳未満であったが、今日では選挙権が一八歳となった関係上、多くの州法は一八歳未満とする。一九歳未満とするのは三州、従来通り二一歳未満とするのは一州にすぎない。この年齢基準については十分説得的な根拠を有するものではないことは既に指摘されている。元来、二二歳の基準は後述の英法に則ったものであるが、この基準は騎士階級のものであり、未成年者の保護を本来の目的としたものではない。⁽²⁾ 一八歳へと基準年齢引下げは、一九七一年の憲法修正二六条に従ったものである。その実質的根拠は詳かにしえないが、未成

年者が自身で決定をなし、自身で配慮する能力を獲得する年齢段階が旧時より早くなったことによると思われる。かつ又、二一歳未満における人口構成比率、未成年者のうち商業に従事する者の大部分は一八歳以上であり、問題を生ずるのは一八歳以上の場合 (older minors) であること、さらに、この年齢層の購買力が増加しており、多くの企業がこれに依存していることも考慮されたのであろう。もっとも、一定年齢を基準とすることについては、その利点は管理 (administration) の簡素化にあるにすぎず、少なくとも能力の有無を決定する唯一の基準ではないと指摘されている。

しかし、法的に一定年齢を基準とする目的は、第一に、社会は一般に未成年者の養育を親に委ねているのであり、この親—未成年者関係を保護することであり、第二に、前述の未成年者の未熟な判断の結果及び相手方による悪用から未成年者を保護し、第三に、未成年の軽率な判断及び技術の不完全性から社会を保護することにある。⁽⁴⁾ しかも、形式的基準ではなく、取引に関する成熟度という実質的基準によると、取引の迅速性

を含めて取引の安全が害され、ひいては未成年者の取引必要性が無視され、その保護は達成しえなくなる。従って、一定年齢で区別せざるを得ないが、その選定は恣意的であってはならないことは当然で、社会的経済的状况により変動する余地はあり、当面一八歳基準は一応妥当と考えられよう。

契約法に関して、婚姻により成年人として取り扱われるか、も一個の問題であるが、一般には消極的に解される。これは、婚姻は自動的に当事者に成熟さを付与するものではないし、賢明さとか着実さを身に付けさせるものではないからである。もっとも、州法によっては、一定年齢(たとえば一六歳)以上の者は婚姻により拘束的契約をなす能力を有するとされるが、これは、未成年者の婚姻が近時増加しており、その生計維持のために契約締結を有効になしうるとする必要性があること、婚姻は未成年者としての保護を与える必要性を失わしめる成熟さを示す一つの証左と解しうることによると考えられる⁽⁵⁾。さらに、能力付与(emancipation)によっても、未成年者の契約能力に変更を

生じないと一般に解されているが、能力付与は未成年者としての保護を与える必要がないことを少なくともある程度証明していると解する余地があり、判例も能力付与を契約能力を有することの一つの証左としているものが存するし、一九七八年カルフォルニア州民法六三条は能力付与により拘束的契約を締結する能力につき未成年者と同一としている⁽⁶⁾。

このように、未成年者の契約能力については種々の態様があるが、原則として、未成年者は契約を締結し得るが、その契約は未成年者によってのみ取り消し得るとされる。コモン・ロー上は、契約が未成年者にとり明らかに不利である時は無効、その最善の利益となりうることも考えられるときは、取消しうる(voluntary), 明らかに最善の利益であるときは有効と解されていたが、無効もしくは取消しうるかのいずれかに明確に区別するのは困難であったため、前述のように未成年者の選択により取消しうるとする原則へと移行したのである⁽⁷⁾。一定契約を無効とする制定法は存せず、むしろ、一定種類の契約(例えば、一五歳以上の未成年

年者による生命保険契約)は取消し得ないとする州法規定が多く存する。この種の例外を除き、一般に取消しうるとされるのは、いうまでもなく未成年者の浪費的で軽率な行為及び相手方がこれを利用することから未成年者を保護するためであると共に、たとえ契約が未成年者にとり不利なものであっても、契約を取消す権利を付与することによって十分保護されるからである。⁽⁹⁾したがって、契約が公正か (fair) 否か、契約が未成年者にとり有利か不利か、既行契約か未行契約か否か、さらに、未成年者の具体的な見掛け上の年齢や成熟さいかん、相手方が未成年者の年齢を知っていたか否か等を問わず、取消しうる。この取消をなす権限 (Power) は、追認をなした場合を除き放棄しえないと共に、未成年者に専属するものであり、未成年中又は成年に達した後の合理的期間内に行使しうる。もっとも、全契約を取消すことを要し、未成年者にとり負担となる部分のみを取消すことはできない。取消は、取引に拘束される意思がないことを示すものであれば足り、要式行為ではなく、口頭、書面又はその他の行為

(抗弁としての主張、取引を無効とする訴訟の開始など)によりなしうる。⁽¹⁰⁾以上が原則であるが、取消権限の放棄ないし契約責任を負うとされる場合がある。第一は、取消をなし得なくなるものとして、追認 (ratification) がある。この追認は明示、黙示によってもなしうるし、さらに、合理的な期間内に取消をなさないことによっても生じうるが、成年に達した後になしうるのであり、未成年である間の追認行為はそれ自体取消しうる。明示の追認は、州法によっては書面によることを要求されるが、一般には要式行為ではなく口頭で足りる。もっとも、契約債務の単なる承認では不十分で債務の履行をなすことを明示するものであることを要する。行為による承認は、契約を確認する意図を明確に示す直接的かつ断定的行為であることを要し、単なる沈黙とか、不作為とか、単なる一部履行ではならず、成年に達した後に履行するとか相手方の履行を受領するとかのように契約の利益を享受することにより生ずる。合理的期間内に取消しないと取消権限の放棄とされるのは、行為による追認の一種といえ

るが、未成年者の投機行為を防止するためである。この合理的期間か否かは、未成年者が成年に達した後において、当事者の双方又は一方が履行をなしていたか、取引の性質、具体的期間を認めることにより成年者たる相手方が害される程度いかにより判断される⁽¹¹⁾。第二は、生活必需品契約である。この場合、未成年者は取消することができず、いわゆる必需品の合理的価格(契約価格ではない)につき責任を負う(準契約上の債務)。これは、さもないと未成年者が生活上困難な状態に陥ってしまうからであるし、合理的価格の制限は、過大な売買価格から未成年者を保護するためである⁽¹²⁾。問題は、いかなるタイプの契約が生活必需品に該当するかである。これは、一般には、法の問題であるが、特定状況において生活必需品(給付も含む)に該当するかは事実問題であり、未成年者の生活状況、社会的地位、資産状況、給付されたものの性質、さらに両親の資産状況などによる。基本的には、未成年者にとり単に便宜であるとか役立つとかでは足りず、その給付時点で緊急で不可欠であるか、又は、未成年者

の地位もしくは生活状況を維持するのに適切であることを要する⁽¹³⁾。第三は、前二者ほど確立しているわけではないが、未成年者が年齢につき不実表示をした場合である。インディアナ州のように州法によっては、不実表示により未成年者は契約を取消し得ない旨明文化されているが、そうでない場合には、未成年者の保護を不実表示にも拘わらず維持すべきか、それとも不実表示に善意で信頼した相手方の保護を図るか、の二者択一が生ずる⁽¹⁴⁾。前者の見地に立脚すれば、未成年者は契約を取消しえ、自己の不実表示に基づく禁反言則は適用されないことになる。これは、多数の未成年者の契約は年齢の不実表示の結果生じており、禁反言則を肯定すれば契約履行を結果的に強制することとなり未成年者が多くの場合に保護されなくなってしまうし、不実表示そのものは能力者たる資格を取得させるものではないことによる⁽¹⁵⁾。後者の見地は、意識的に詐欺的方法を使用する未成年者による強奪的行為に対して未成年者を保護することはかかる未成年者の利益よりも優先すべきであるし、このような未成年者は成年者を欺

罔する程狡智であり未成年者の契約能力に関する一般原則で律する必要もない、ことに基づくといえよう。⁽¹⁶⁾

もっとも、この場合でも、未成年者の不実表示は、ある程度確定的で断言的な言明であり、かつ、相手方をミスリードして契約能力ありと信ぜしめる意図をもつてなされることを要する。この後者の見地からは、相手方保護は二方法でなされる。一つは、不実表示をなした未成年者は、その表示の不真実であることを禁反言されるとする禁反言則の適用による。これによると、契約は強行されるか又は契約損害が許容されることとなる。今一つは、未成年者は取消すことはできるが、相手方に生じた損害につき不法行為上の責任を負うとされる。損害は不法行為法の算定方法によるが、惹起せしめられた信頼により給付がなされたのであり、取消により完全に原状回復を得られなくなった結果として相手方が蒙った損失は不実表示に帰因する損失であるからである。⁽¹⁷⁾ その背景には、一九三〇年の大不況以来、あらゆる商工業の分野で未成年者が非常に増大し、近代社会秩序の不可欠かつ重要な構成員の地位を占め、

しかも、文明社会の歴史上かつてないほど広い経験によってより賢明となっており、したがって、自己の行為に対する責任がより重く課されるべきである、という要請が働いているといえよう。⁽¹⁸⁾ もっとも、この責任が課されるためには、未成年者が判断能力ある年齢(age of discretion)に達していることを要すると共に、不実である事実の言明が存し、欺罔の意図で、かつ、相手方がこれに基づいて行為をなすようになさしめる意図をもってなされ、相手方が実際にこれに信頼して行為し、その結果損害を生ぜしめられたことを要し、この要件の立証責任は相手方に存する。⁽¹⁹⁾ この二方法のうちでは、不法行為責任で処理する解決策がどちらかという支持者が多いようである。これは、禁反言則によると契約が成立し、契約損害原則で処理されるという難点があるのに対し、不法行為責任であればより柔軟な解決が可能であるし、未成年者も不法行為責任を負うのが一般原則であり、不実のかつ欺罔的な表示につき他の不法行為と異なり責任を負わないとすべき理由はまったく存しないからである。⁽²⁰⁾

次に、精神障害者⁽²¹⁾であるが、いかなる者がこれに該当するかは、一般には認識基準(cognitive test)による。つまり、取引時点で、当該取引の性質及び結果を理解する能力を欠いていたか、による⁽²²⁾。もっとも、この基準は唯一のものではなく、自己の行為の性質及び結果につき理解したが、その効果的なコントロールを欠くときも契約能力を欠くものとされる。つまり、契約が、精神疾患又は精神障害の強制の下で締結され、これが存しなければ締結されなかったであろう時にも肯定されるとするのが近時有力である。この自発性基準(volitional test)は、かかる者の保護の必要性と、後述の精神障害者のなした契約に関する制約を考慮に入れれば相手方にとっても不都合はないという考慮に基づくと⁽²³⁾いえる。もっとも、法的には、各人は契約能力を有すると推定され、各人は自身の問題を処理し、自身の行為につき責任を負うことができるのが基本原則であるから、各人は自己の契約の性質及び効果を理解しうるものと推定される。したがって、精神障害により契約能力を欠くことは例外であり、当該契約以前

に無能力(incompetency)の宣告がなされていない限り、この無能力を主張する者の側にその立証責任が課されると共に、その立証は完全に納得の行く十分な証拠によってなすことを要し、疑問が存するときは契約能力を有する旨の推定が作用する⁽²⁴⁾。では、この者のなした契約の効果はどうなのか。かつては、契約は主観的な意思の一致を要するとされた原則に一致して、無効とされていたが、今日では契約の客観的理論の点から契約は精神病患者側からのみ取り消し得るにすぎないとされる。これは、法の保護政策、つまり、明らかに不適合な者をその不適合から生ずる法効果から保護することによるのであり、しかも、無効とすると精神障害者側で履行又はその用意をなしているにも拘らず能力者である相手方が履行拒絶をなしうることになってしまう⁽²⁵⁾からである。いうまでもなく、精神障害者は理性を回復した時に、取消又は追認をなしうることになる。このように取り消し得るのが原則であるが、これを全ての場合に貫徹すると、相手方は非常な不利益を受けることになる。精神障害者か否かは、未成年者の

場合よりも確定が困難である。人は、取引が単純か複雑なものかを問わず、通常は契約能力を完全に有する。ただ、精神疾患による無能力 (incompetency) が特定のタイプの取引に関してのみ作用を及ぼし、その限りで当該契約のみが取り消し得るとされるにすぎない。しかも、取り消し得るにすぎないから、取消又は追認を示唆する何らかの行為がない限り、相手方は自己が拘束されるのに、その取引の相手方 (精神障害者) が拘束されるかは知りえない状態に置かれるからである。したがって、既述の原則には以下の制限が存する。第一に、契約が未履行であるか又は非常に不当な約因に基づくときには取り消し得るが、契約が履行され、相手方が精神疾患を不当に利用して、かつ、その精神状況を知りうべきでなかったときには精神障害者は相手方に原状回復するの でなければ、取消をなし得ない。このような場合には、善意の相手方の負担の下で契約からの利益を精神障害者が享受するのは許されるべきではないからである。⁽²⁷⁾したがって、取消をなすには、自己の受領した利益がいかなるものであれ、その

利益を受けた範囲で原状回復をなすことを要し、消費したときであっても金銭により補償することを要する。⁽²⁸⁾もっとも、精神疾患による無能力であることを知っているか又は知りうべきときには、なされた給付を消費しないし浪費したとしても、原状回復をなさずに取消しうる。この場合には、相手方は自己の危険で取引をなすとされても不当ではないからである。しかも、詐欺をなしたと推定される。第二の制約は、必需品契約で、未成年者の場合と同様に、合理的価格につき準契約上の債務を負うのであり、既述の未成年者の箇所所述べたことがほぼ妥当する。⁽²⁹⁾

次に、酩酊者であるが、酩酊により法的に無能力 (incapacity) とされるのは、単にアルコール・薬等により酩酊の影響下にあるのみでは足りず、その程度が取引時点で非常に大きく、当該取引の性質および結果を理解し得ないものであることを要する。この者のなした契約の効力は、精神障害者の場合と同様で取消し得るにすぎず、かつ、その要件も精神障害者の場合に述べたことが当てはまる。もっとも、酩酊のみにより

取消を認容したケースは極く稀である。これは、酩酊は通常自発的であることから裁判所がこの抗弁を認めるのに慎重であること、この種の酩酊者であること(30)を知らずに能力者である相手方が取引をなすことは通常ありえないこと、による。しかも、酩酊を知って取引をなしたときには、詐欺ないしは非良心性に該当するとされる。

なお、精神障害を蒙っている者、アルコール・薬品中毒者、浪費者又は老齢者で、無能力者 (incomplete) である旨宣告され、後見人が指定されている時は、被後見人は契約上の義務を生ぜしめる能力を絶対的に有しないとされているので、被後見人のなした契約は無効である。後見人制度は財産の浪費を防止するためであり、かつ、後見人指定の宣告は被後見人の無能力を公知せしめるから、相手方がこの指定不知であっても、被後見人との契約は存在しえない、とされる(31)。以上が、米法上の概観であるが、これらの諸原則は、約款による契約の成否に関しても妥当する。つまり、原則として、約款による契約は成立するが、未成年者

等はこれを取消し得るにすぎないことになる。約款に關して、精神病等による契約無能力が問題となったケースは知る限りでは存せず、約款に關連して精神病等による契約無能力が主張されたケースはあるが、その主張は否定されており、未成年者との契約につき若干存するにすぎない(32)。大量取引の点からみれば、既述の原則で処理することには難点があるといえるが、しかし、未成年者の保護は公共の政策の事項であり、未成年者の保護が相手方にとり困難又は経済的損失を生ぜしめるものであっても、未成年自身の無思慮から未成年者を保護することに社会は最高の関心を有するからである(33)。勿論、取消権は絶対的権利の一種であり、事前に放棄せしめることはできない。もっともこのような取消権の認容は、未成年者に防御手段よりも攻撃手段を付与する結果をもたらす嫌いが存するから、精神障害者の場合と同様に、契約が既履行であると共に契約内容が公正で、かつ、相手方が未成年者であることにつき不知であるときには、取消し得ないとすべきであり、非良心性理論の活用が図られるべきであるとい

う指摘⁽³⁴⁾が存する。この見解は、約款につき論じたものではないが、注目に値する。契約内容が合理的であれば、未成年者を拘束すべきでないとする必然的理由は存しないともいえるからである。さらに、約款に関連して検討すべき問題として、「一八歳以上であることを保障する」という約款条項が存し、署名がなされている場合である。この場合、外観から未成年者であることが契約時に明確であるか、未成年者である旨口頭で知らされているか又は他の方法でこの情報を得ているときには、この種の条項を援用することは正当化されない⁽³⁶⁾。そうでないときには見解が分れており、一つは、契約時における未成年者の地位（例えば大学生であるとか）、さらに印刷条項を容易に読み得るものであったことから、この条項の効力を認める見解⁽³⁷⁾であり、今一つは、この条項につき未成年者の注意を喚起していないし、条項への言及（reference）もなされていないことから、この条項の援用を否定する見解⁽³⁸⁾である。この種の条項により未成年者の取消を認めないとするのは妥当であるまい。米法上、批判はあるとは

いえ、取引安全よりも未成年者保護によりウェイトが置かれているし、この条項により企業側に未成年者か否かの判定権限を付与することになるからである。しかも、法は未成年者に契約書を読むべき義務を課してははず、成年者が読まなかった場合と同じ結果をその不作為に付与していない⁽³⁹⁾。ただ、この条項が十分に指示・説明がなされたにも拘らず、未成年者が積極的に成年者たることを表示したときは、年齢に関して不実表示をなした一証左を構成するにとどめるのが妥当であろう。

(1) Farnsworth, *On Contracts*, 1990, p. 376.

(2) Edge, *Voidability of Minor's Contracts: A Federal Doctrine in a Modern Economy*, 1 Ga. L. Rev. 205, 221 (1967).

(3) これらの点については、統計資料は若干古いが、See, Note, 48 Column. L. Rev. 272, 273 and Fn. 9 (1984), Edge, 1 Ga. L. Rev. 205, 228-9 (1967).

(4) Horowitz & Davidson (ed.), *Legal Rights of Children*, 1984, pp. 119-120.

(5) これらの点については、Farnsworth, E. A.,

- Misrepresentation of Age as Affecting the Infant's Contract—A Comparative Study, 15 U. Pitt. L. Rev. 73 (1953) ; Annot. 29 ALR3d 1270 (1970).
- (15) Clark, *supra*, p. 237 ; Woodall v. Grant & Co. 9 SE2d 95, 95 (1940) ; Sternlieb v. Normandie Nat. Securities Corp. 188 NE 726, 727 (1934) ; Gillis v. Whitley's Discount Auto Sales, Inc. 319 SE2d 661, 666 (1984) ; Edge, 1 Ga. L. Rev. 205, 236 (1967) ; Miller, 15 U. Pitt. L. Rev. 73, 75, 79 (1953).
- (16) See, Byers v. Lemay Bank & Trust Co. 282 SW2d. 512, 515 (1955). 米越米相共米穀運搬の懸じり 卸口の申請を不承認にしようとするなら卸 米相の承認を要する Youngblood v. State 658 SW2d. 598, 599 (1983).
- (17) Farnsworth, *supra*, pp. 388-9 ; Byers v. Lemay Bank & Trust Co. 282 SW2d 512, 515 (1955) ; Keser v. Chagnon 410 P2d 637, 639 (1966).
- (18) Cf. Miller, 15 U. Pitt. L. Rev. 73, 88 (1953).
- (19) Kiefer v. Fred Home Motors, Inc. 158 NW2d 288, 292-3 (1963).
- (20) Williston, *On Sales*, vol. 1, *supra*, § 4-21 at pp. 62-3 ; Edge, 1 Ga. L. Rev. 205, 239 (1967). See also, Miller, 15 U. Pitt. L. Rev. 73, 89 (1953) ; Wood, 1951 U. Ill. L. F. 212, 222.
- (21) 米相運搬の承認を要するにせよ 米相の承認を要するにせよの懸じり See, Green, Public Policies Underlying the Law of Mental Incompetency, 38 Mich. L. Rev. 1189, 1193-1202 (1940).
- (22) 米相運搬の承認を要するにせよ 米相の承認を要するにせよの懸じり Cundick v. Broadbent 383 P2d 157, 160 (1967) ; Kruse v. Coos Head Timber Co. 432 P2d 1009, 1015 (1967) ; Smalley v. Baker 69 Cal. Rptr. 521, 527 (1968) ; Schnaltz v. Walder 566 SW2d 81, 83 (1978) ; Williamson v. Matthews 379 So2d 1245, 1247 (1980).
- (23) Ortelere v. Teachers Retirement Board 250 NW2d 460, 465 (1969) ; Restatement (2nd) of Contracts, § 15 Comment b.
- (24) First Nat. Bank of Shreveport v. Williams 346 So2d 257, 264 (1977) ; Meadors v. Pacific Intern. Petroleum 449 So2d 26, 31 (1984).
- (25) Williston, *On Sales*, vol. 1, *supra*, § 4-25 at p. 67 ; Wehofen, Mental Incompetency to Make a Will, 39 So. Cal. L. Rev. 211, 230 (1966) ; Green, Fraud, Undue Influence and Mental Incompetency. 43 Colum. L. Rev. 176, 181 (1943). のみならず 取消すための保護政策によるなら 相手方は取消を主張し得る

- る。
- (26) Guttmacher and Weithofen, *Psychiatry*, pp. 340-1. のこゝで、精神障害者に対する障害が除去された後に合理的期間内に「取消せしむる」と「和らぐ」との区別がなされてゐる。Brandt v. Phipps 75 NE2d 757, 766 (1947).
- (27) Note, 57 Mich. L. Rev. 1020, 1983-4 (1959); Green. 39 Mich. L. Rev. 1189, 1215 (1940); Poole v. Hudson 83 A2d 703, 704 (1951). See also, Williston, *On Sales*, vol. 1, supra. § 4-29 at p. 71. のこゝで、相手方は「取消を阻止する取極の要件」の「立証責任を負ふ」。Carawan v. Clark 13 SE2d 237, 238 (1941); Faber v. Sweet Style Mfg. Corp. 242 NYS2d 763, 766 (1963); Chesson v. Pilot Life Ins. Co. 150 SE2d 40, 44 (1966).
- (28) Farnsworth, supra. pp. 397-8; Weithofen, 39 So. Cal. L. Rev. 211, 235 (1966). 同「契約法」の「大抵の回復 (restoration) に限らぬ」こと。Edmunds v. Chandler 127 SE2d 73, 78 (1962); Upton v. Hall 300 SE2d 777, 780 (1983). さて Guttmacher and Weithofen, supra. p. 343 は「賠償を回復せよ」と「場合で、相手方が善意でかつ、契約が公正であるとき」には「取引を助長し、取引安全を促進する結果を認め
- るのが妥当である」とする。これは「契約有効とする見解」といえ、契約の公正さに重点があると考えられる。この意味する必要があるが「約款理論の立場からは悪事を禁ぐ見解」である。
- (29) 註「セ」 See, Williston, *On Sales*, vol. 1, supra. § 4-30 at pp. 73-4.
- (30) この点の便宜は「セ」 See, Calamari & Perillo, supra. pp. 330-1; Murray, supra. p. 25-6; Williston. *On Sales*, vol. 1, supra. § 4-34 at p. 77 & § 4-38 at pp. 79-80; Farnsworth, supra. pp. 393-4; Navin, *The Contracts of Minors viewed from the Perspective of Fair Exchange*, 50 NC. L. Rev. 517, 539 (1972).
- (31) Murray, supra. p. 26. See also, Farnsworth, supra. pp. 394-5; Restatement (2nd) of Contracts, § 13 Comment a. & b.
- (32) 同「セ」 See, Meadors v. Pacific Intern. Petroleum 449 So2d 26, 31 (1984); Gallagher v. Central Indian Bank. N. A. 448 NE2d 304, 307 (1983).
- (33) Doenges-Long Motors v. Gillen 328 P2d 1077, 1079 (1958); Hamrick v. Hospital Service Corp. of Rhode Island 296 A2d 15, 18 (1972).
- (34) Navin, 50 NC L. Rev. 517, 543-7 (1972). See also, Green, *Proof of Mental Incompetency and the*

- Unexpressed Major Premise, 53 Yale L. J. 271, 311 (1944).
- (95) See, Hamrick v. Hospital Service Corp. of Rhode Island 296 A2d 15, 18 (1972).
- (96) See, Martin v. Stewart Motor Sales 73 NW2d 1, 5 (1955).
- (97) Martin v. Stewart Motor Sales 73 NW2d 1, 4 (1955). ⁽¹⁾年齢を書き込む形態であるとは、未成年者は誤った情報を意識的になしたとして禁反言則が適用される。See, Carney v. Southland Loan Co. 88 SE2d 805, 808 (1955).
- (98) Rutherford v. Hughes 228 SW2d 909, 910 (1950). See also, Martin v. Stewart Motor Sales 73 NW2d 1, 6 (1955). なお、未成年者側に相手方を欺く意図がなごころで、否定したものとごころ、Kiefer v. Fred Home Motors, Inc. 158 NW2d 288, 292 (1968). See also, Farnsworth, supra. pp. 388-90.
- (99) Cf. Woodall v. Grant & Co. 9 SE2d 95, (1940).

三 英法

英法上では、周知のように、能力 (capacity) の問題として処理され、未成年者・精神障害者・泥酔者の三

者につき各々法原則が確立している。

未成年者 (Infants, Minors) とは、今日では満一八歳未満である (一九五九年家族法改正法一⁽¹⁾九)。旧時は、成年年齢は二一歳であった。この二一歳という基準は、中世において重い甲冑を身につけるのに十分な身体の発育を必要とした騎士階級の成年期に沿革がもとめられるが、立法論としては、現在では満一六歳とする提案もなされている。その提案内容については後述することにし、ここでは一六歳未満が提案された根拠を紹介しておく。つまり、實際上、社会は一六歳を境として区分することをある程度既に承認している。一六歳で義務教育は終了すると共に、自身の生計を求めて労働市場に参入するのに適格と判断されているし、子供を扶養する親の義務は終了する。又、一六歳になれば社会保障給付金を請求する資格を有するし、法的にも婚姻は可能となり、かつ、選択住所を自身でなしている。これらの全ては必ずしも契約上の責任に関連を有するとはいえないが、一六歳を成年年齢とする法の見地を明らかに示しているといえる。一六歳になれば、

自身の判断で自己の将来を決定しうるし、この年齢で大部分の未成年者は学校を卒業し、世間に出て自身の道を歩み始める。かつ、この年齢の者は、自己の金銭を何に費やすべきか、いかなる債務が生ずるかを判断する能力を有する。したがって、一六歳の者には完全な契約能力が付与されるべきであるとする。このような有力な主張が立法論としては存在するが、現行法上は既述のように一八歳が基準とされている。

さて、未成年者のなした契約の効力については、(i)生活必需品契約、未成年にとって利益となる役務契約は有効、(ii)土地に関する契約とかパートナーシップのように、永続性を有する利益(Interests)を伴う契約は、取消しうる、つまり、未成年者である間に又は成年に達した後合理的期間内に取消さない限り、未成年者を拘束する。⁽³⁾ (iii)生活必需品以外の商品売買契約のような契約は、未成年者にとって強行しうるが、成年に達した後追認(明示又は黙示を含む)しない限り、未成年者を拘束しない⁽⁴⁾という三種に分けられる。かつては、一八七四年未成年者救済法一条により無効とさ

れた契約も有したが、今日では、同法は一九八七年未成年者契約法四条二項によって廃止されている。

これらの中で、特にわれわれの関心を惹くのは生活必需品契約であるので、これについてのみ若干敷衍すると、未成年者を信頼する商人のためではなく、未成年者自身のための生活必需品契約につき未成年者に責任を負わせるものである。生活必需品(必需的な役務を含む)か否かは法と事実の混合問題であるが、生命を維持するのに不可欠なものばかりでなく、特定人が現に置かれていゝる地位、身分、生活程度を維持するのに適切な物品にも及ぶ。この点で生活必需品は生活上不可欠な物に限定されないが、単なる贅沢品は含まない。但し、相手方(供給者)は、物品が生活必需品性を有することと共に、現に必要であることも立証することを要する。⁽⁵⁾ 以上の未成年者の契約能力に関する法原則は、沿革的にはビクトリア朝時代の判決に遡源し、当時の生活様式を反映したものである。つまり、當時は未成年者は訴求するに値するほど十分資力を有していたし、略式のクレジットで物品を供給することは今

日よりも一般になされてきた。このような状況の下で、未成年者の愚行および未熟さの結果、未成年者に付与された財産（多くの場合には家族財産であった）が消失することを防ぐという有産階級の要請により、未成年者を保護する法原則が工夫され、発展したのである。⁽⁶⁾生活必需品契約に関する法原則も当時の社会状況を反映したものである。つまり、そこでは、社会移動は小さく、小売商人は多くは一店舗のみ有していたから、自己の顧客、その地位、背景を熟知すると共に、この者が購入余地を有するか、安全に掛売りできるかを判断できたし、当該物品が既に十分供給されているかも知りえた。たとえ、小売商人が顧客を既に知っているかとも顧客の服装、態度、話し方でこの者の地位および資力を評価しえたのである。このような点から、必需品契約の法原則もそれなりの妥当性を有していたといえる。⁽⁷⁾しかし、当時と今日との状況では大きな変化が存する。富の分配における変化は当時よりも非常に大であるし、大資産を有する未成年者は今日では全く極く僅かで、むしろ、大多数の者は実質的賃金を稼い

で、これを様々な必需品や娯楽に費やしている。未成年者を未熟さから保護することは今日でも必要であるが、未成年者が窮境に遭遇する度合いははるかに減少している。しかも、社会移動の激しさ、多店舗経営、規格品生産、教育の普及により、必需品か否かの判定は小売商人には往時よりもはるかに困難で、非現実的となっている。⁽⁸⁾このような状況の下で、近時、英法上も未成年者の契約能力に関する改革が法律委員会より提案された。これは、(i)法は未成年者をその未経験及び未熟さから保護すべきである。(ii)法は未成年者と取引する成年者に不必要な不利を生ぜしめるべきではない。(iii)法は成年者が未成年者と一定タイプの契約を締結するのを思いとどまるようにすべきでない、ことを基本的立場として、まず第一に、未成年者の契約能力を有する年齢を満一六歳とし、一六歳未満の者は全く契約責任を負わないものとする。⁽⁹⁾この提案が受入れられないことを考慮して、第二に現行法ないし法原則の改革を提案する。つまり、一八七四年未成年者救済法は廃止し、特定タイプの契約毎に拘束性を提案する。

特に、従来の必需品契約 (contract for necessities) については、「必需品 (necessaries)」のカテゴリを廃止して、「必需不可欠品 (necessities)」とし、これは最低限の生活水準を維持するのに不可欠な物品 (サービスマも含む) に限定されると共に、契約時及び引渡時の両時点で必需品であることを要するという要件は廃止すべきとする⁽¹⁰⁾。これらの改正事項は、その後縮小され、現行法の欠陥を是正することに限定することとされ⁽¹¹⁾、その趣旨で一九八七年未成年者契約法が制定された。同法により、未成年者の契約上の債務につき、債権者は主たる債務が未成年者に対して強行しえないものであっても保証人に対しては強行しうるものとされ (同法二)、又、契約が未成年者に対して強行しえないものであっても、裁判所は、正当かつ衡平と思われるならば、契約に基づいて取得した財産をその物が消費されていらない限りで未成年者は契約相手方に引渡すことを未成年者に要求しうる (同法三) としている⁽¹²⁾。

次に、精神障害者 (person mentally disordered, mental patient, patient) であるが、原則として、この

者の契約は有効である。元来、純粋な合意が全ての合意の形成にとって不可欠であるとすれば、精神障害者は有効な契約をなしえないことになる。かつて判例はこの理論を採用していた⁽¹³⁾。商取引の未発達期では、全く無能力とする簡単明瞭な理論でも足りたが、商業が広範囲にわたって発展してくると、この理論の厳格な適用は妥当でなくなる。つまり、妥当性の維持 (maintenance of justice) 及び商取引の発展にとって障害となると共に、合理的な者に及ぼす結果によって行為を解釈する必要性から、上記の理論は修正され、当事者が契約時において契約の性質を理解しえない程度の精神障害を蒙っている時には、契約は無効ではなく、この者の選択により取消うるものとなる。但し、この者の精神障害が相手方に知られていたか又は知りうべきであったことを要する⁽¹⁵⁾。さらに契約内容の公正さも重要である。つまり、精神障害であることを知りながら、これを相手方が利用した時は取消うることになるが、精神障害を知っていても契約が公正であれば契約は有効とされよう⁽¹⁶⁾。もっとも、精神障害により当

該取り引きの理解を妨げられたこと及び相手方の認識の両者についての立証責任は精神障害者側に存する。⁽¹⁷⁾

なお、上記の原則による精神障害者が契約に拘束されない時でも、必需品契約に就いてはこの者は合理的価格（契約価格ではない）を支払わなければならない（一九七九年動産売買法三II）。これは、さもないと、精神障害者は生活上通常必需である物を取得するのが不可能となるからである。⁽¹⁸⁾

次に、泥酔者であるが、この者の契約能力は精神障害者と同様である。つまり、契約締結時に自己が何をなしたかを知らないような泥酔状態にあり、かつ、相手方がこれを知っている時には、契約を取消し得る。

ただ、酩酊の程度を相手方が知らないということは殆ど考えられないから、精神障害者の場合と異なり、常に取消し得るものとなるといえる。なお、必需品契約については精神障害者の場合と同様である。⁽¹⁹⁾

では、約款による契約につき、既述の契約無能力者制度が適用されるのか。約款の組込要件たる合理的認識手段の提供がなされていることは当然必要であり、

この要件充足の下で既述の法原則が適用される。まず、未成年者については、締結された契約が既述の未成年者を拘束するカテゴリーに属するか、これが肯定されたときには当該合意が未成年者にとって利益となるかが考慮され、肯定される場合にのみ、約款を含む契約に未成年者は拘束されることになる。⁽²⁰⁾ 例えば、一三歳の少年が鉄道会社と運送契約を締結したが、約款上

「鉄道会社側の過失によって生じたいかなる損害についても会社に対して訴求できない」旨の条項が存した。少年が会社側の過失によって蒙った損害の倍償を請求した事案で、本条項は未成年者にとって非常に不利であり、かつ、不公正であるから、原告を拘束しないとされた。⁽²²⁾ 精神障害者、泥酔者については、原則として約款を含む契約に拘束されるが、相手方が当該者の状況を認識している時のみ取消し得ることになる。注意すべきことは、拘束されるとしても、契約内容が合理的であることを要し、これに該当しなければ約款を含む契約が無効とされる。⁽²³⁾

(1) James, *The Age of Majority*, 4 Am. J. Leg. Hist.

(22) Flower v. London & North Western Rail Co. [1894] 2 Q. B. 65, 68. See also, Buckpitt v. Oates [1968] 1 All E. R. 1145, 1147-8; Chitty, supra, para. 576.

(23) Waddam, The Law of Contracts, 1977, pp. 414-6; Crawford, Restitution-Unconscionable Transaction-Undue Advantage taken of Inequality between Parties, 44 Can. Bar Rev. 142 (1966).

四 小結

わが法上、行為無能力者及び制限的行為能力者とされている者につき、概略ながら英米法における法原則と、その約款への適用につき検討した。いうまでもなく、英米法と一言にいつても、この小問題については、両者に差違が見られるが、注目されるのは、この制

度における一般原則が、近代契約法における約款という法領域にも等しく適用されていることである。これは、元来、英米法では、これらの者のなした法取引について取引の安全への配慮が強いと共に、約款事態を契約法理論で処理するのが支配的立場であるからであるといえよう。しかし、その反面、約款についての合理的認識手段を尽くすと共に、約款内容の合理性が強く要請されているのである。本稿の問題については、独で、未成年者の無賃乗車さらには銀行取引をめぐって多くの理論が展開されている。独での法状況、さらにわが法における検討はいずれ機会を得て論ずることとする。

(一橋大学教授)